

令和 2 年の家畜伝染病予防法の一部を 改正する法律の施行の状況について

令和 7 年 3 月 26 日

家畜衛生部会

農 林 水 産 省

消費・安全局

家畜伝染病予防法の改正概要

令和2年4月3日公布、施行期日：公布の日から3月以内（ただし、2については公布の日、3③については1年以内、4①については令和3年4月1日）
→令和2年7月1日 →令和2年4月3日 →令和3年4月1日

背景・趣旨

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認された **C S F（豚熱）** については、同病に感染した **野生イノシシ** によって **広域に病原体が拡散**し、現在に至ってもなお **終息に至っていない**。
- このため、**野生動物の感染に対する対策を強化**するとともに、農場における **飼養衛生管理を徹底**し、家畜の伝染性疾患の **発生の予防及びまん延の防止を図る**必要。
- 加えて、一昨年以降、アジア地域において **A S F（アフリカ豚熱）** の発生が **急速に拡大**し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の **輸出入検疫を強化**し、同病を含む悪性伝染性疾患（※）の **侵入防止を徹底**する必要。

※ 特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾患である、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

改正の概要

1 家畜の伝染性疾患の名称変更（豚熱、アフリカ豚熱、その他）

【改正後第2条第1項の表等】

2 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化

【改正後第2条の2から第2条の4まで】

3 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

- ① **衛生管理区域**に入る者にも又は **汚染された畜舎・倉庫等**から出る者にも **課せられている消毒義務**を、当該施設どちらも **出入りする者に課す**よう措置。
【改正後第8条の2、第28条等】
- ② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、**飼養衛生管理に係る責任者を選任**する制度を創設。
【改正後第12条の3の2】
- ③ 飼養衛生管理の指導等に係る **指針（国が策定）・計画（都道府県が策定）の制度**を創設。
【改正後第12条の3の3及び第12条の3の4】
- ④ まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、**指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令**できるよう措置（併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加）。
【改正後第34条の2（改正後第47条）】
- ⑤ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る **命令違反者を公表**できるよう措置するとともに、**国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表**できるよう措置。
【改正後第12条の7】
- ⑥ 飼養衛生管理に関する **罰則を強化**。
【改正後第63条、第66条、第69条、第70条等】

4 野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置の法への位置付け（併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加）

- ① **野生動物における悪性伝染性疾患の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け**。
【改正後第31条第2項等】
- ② 野生動物で悪性伝染性疾患の感染が発見された場合にも、**発見された場所等の消毒**や当該場所とその他の場所との **通行制限**、周辺農場等に対する **家畜の移動制限**、飼料業者・運送業者等関連事業者の **倉庫・車両の消毒**などの病原体拡散防止措置が実施できるよう措置。
【改正後25条の2、第26条、第28条の2等】

5 予防的殺処分の対象疾患の拡大（改正後第17条の2）

- ① 予防的殺処分の対象疾患に **A S Fを追加**。
- ② **野生動物で口蹄疫又はA S Fの感染が発見**された場合にも、予防的殺処分が実施できるよう措置。

6 家畜防疫官の権限等の強化

- ① 出入国者の **携帯品中の畜産物（肉・肉製品）の有無**を、家畜防疫官が **質問・検査**できるよう措置。
【改正後第40条第5項及び第45条第5項】
- ② 輸出入検疫の結果、発見された **違反畜産物**について、家畜防疫官が **廃棄**できるよう措置。
【改正後第46条第4項】
- ③ 動物検疫所長は、**輸出入検疫に係る事務を円滑に行うため**、船舶・航空会社や海・空港の管理者等に対して **必要な協力を求める**ことができるよう措置。
【改正後第46条の4第1項】
- ④ 輸出入検疫に関する **罰則を強化**。
【改正後第63条、第69条等】

○**第1条から第7条**
（略）

○**第8条**

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○高病原性鳥インフルエンザ

- ・令和4年シーズンに過去最多の発生を確認
- ・令和2年シーズン以降、5シーズン連続で発生

○ランピースキン病

- ・令和6年11月、我が国で初めて発生を確認
- ・国内では計22例、230頭の発症を確認

○豚熱

- ・令和元年から開始したワクチン接種により、令和2年4月以降は発生が散発的に変化

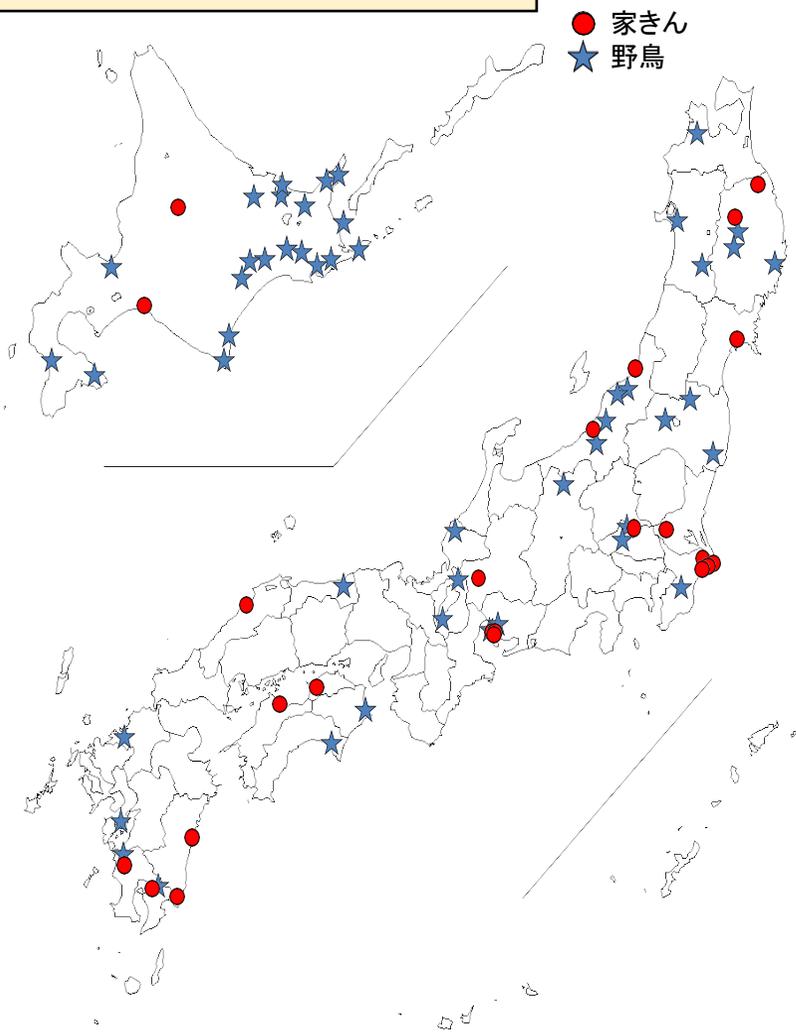
○アフリカ豚熱

- ・令和5年12月に韓国の釜山広域市で野生イノシシでの感染が確認
- ・令和2年の改正において家畜防疫官の質問・検査等の権限を強化したことに伴い、違反畜産物の摘発件数が増加

高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (令和7年3月21日時点)

- 令和4年シーズンに家きんでは過去最大の発生を確認 (26道県84事例 約1,771万羽)。
- 令和2年シーズン以降、5シーズン連続で発生を確認。

令和6年シーズンの発生状況



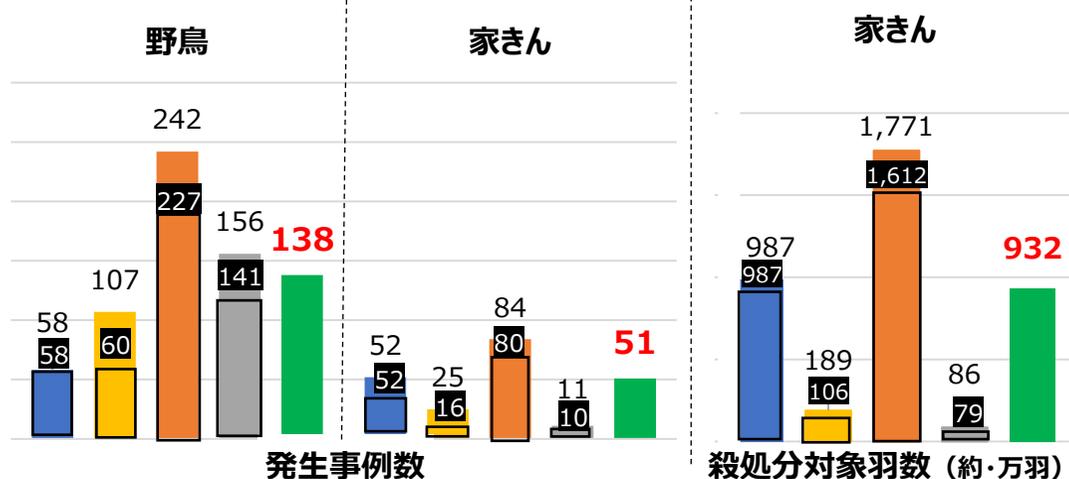
過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	

(2) 発生事例数 (野鳥、家きん)、殺処分対象羽数 (白抜きは同日比)

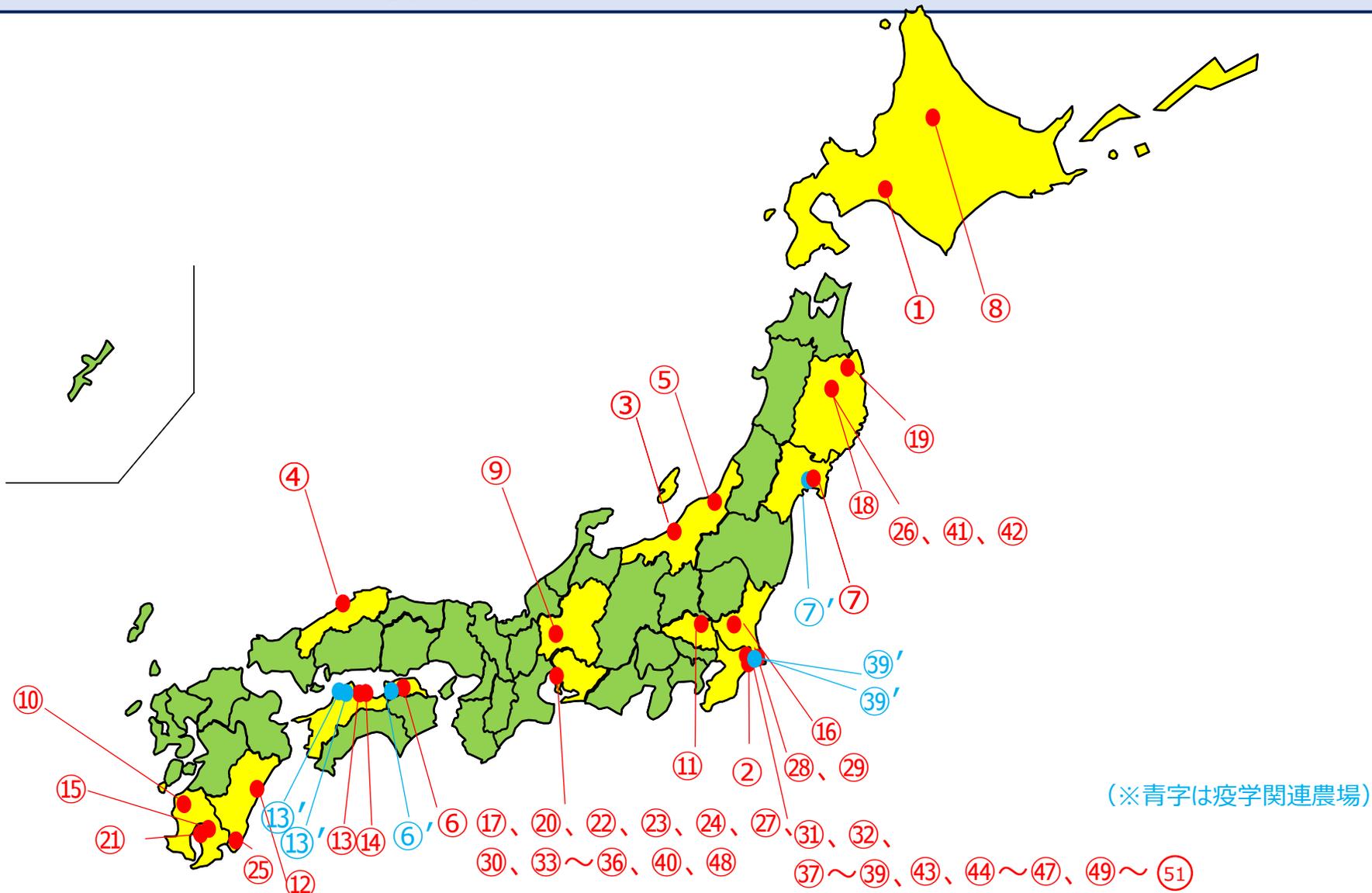
■ : R2年度 ■ : R3年度 ■ : R4年度 ■ : R5年度 ■ : R6年度



(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

今シーズンの発生事例

- 今シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、**令和7年3月21日時点で14道県51事例発生し、約932万羽が殺処分**の対象となっている。
- 千葉県、愛知県、岩手県において、養鶏場が密集した地域での続発を確認。



ランピースキン病 (LSD) -病態と発生状況-

- **ランピースキン病**は、牛の皮膚に病変等が生じる疾病。**牛乳の生産等に一時的な影響はあるが、致死性は低く、ほとんどの牛では徐々に回復**（家畜伝染病予防法上「届出伝染病」の扱い）。**人には感染せず、畜産物も食用上安全。**
- 昨年11月6日、**福岡県**の乳用牛農場で、**我が国初の感染を確認**。令和7年3月21日時点で、福岡県で19事例、熊本県で3事例発生を確認。

ランピースキン病とは

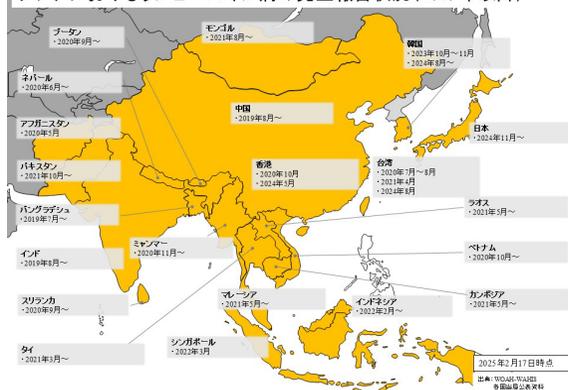


写真提供：モンゴル国中央獣医学研究所
(State Central Veterinary Laboratory in Mongolia)

- 皮膚の**結節**や**泌乳量の減少**等の症状を呈する、**牛・水牛の病気**。
- 主に蚊等の**吸血昆虫（ベクター）**による**機械的伝播**により感染が拡大。
- ほとんどの牛は感染しても徐々に回復。
- 家畜伝染病予防法上「**届出伝染病**」。
- **人には感染せず、畜産物も食用上安全。**

海外の発生状況

アジアにおけるランピースキン病の発生報告状況(2019年以降)



- アフリカで流行
- 2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
- 2019年以降、アジアでの発生拡大
- **2023年及び2024年、韓国で発生**

韓国での発生を受け、ワクチン備蓄※や防疫対策要領の制定により、我が国への侵入に備えていた。

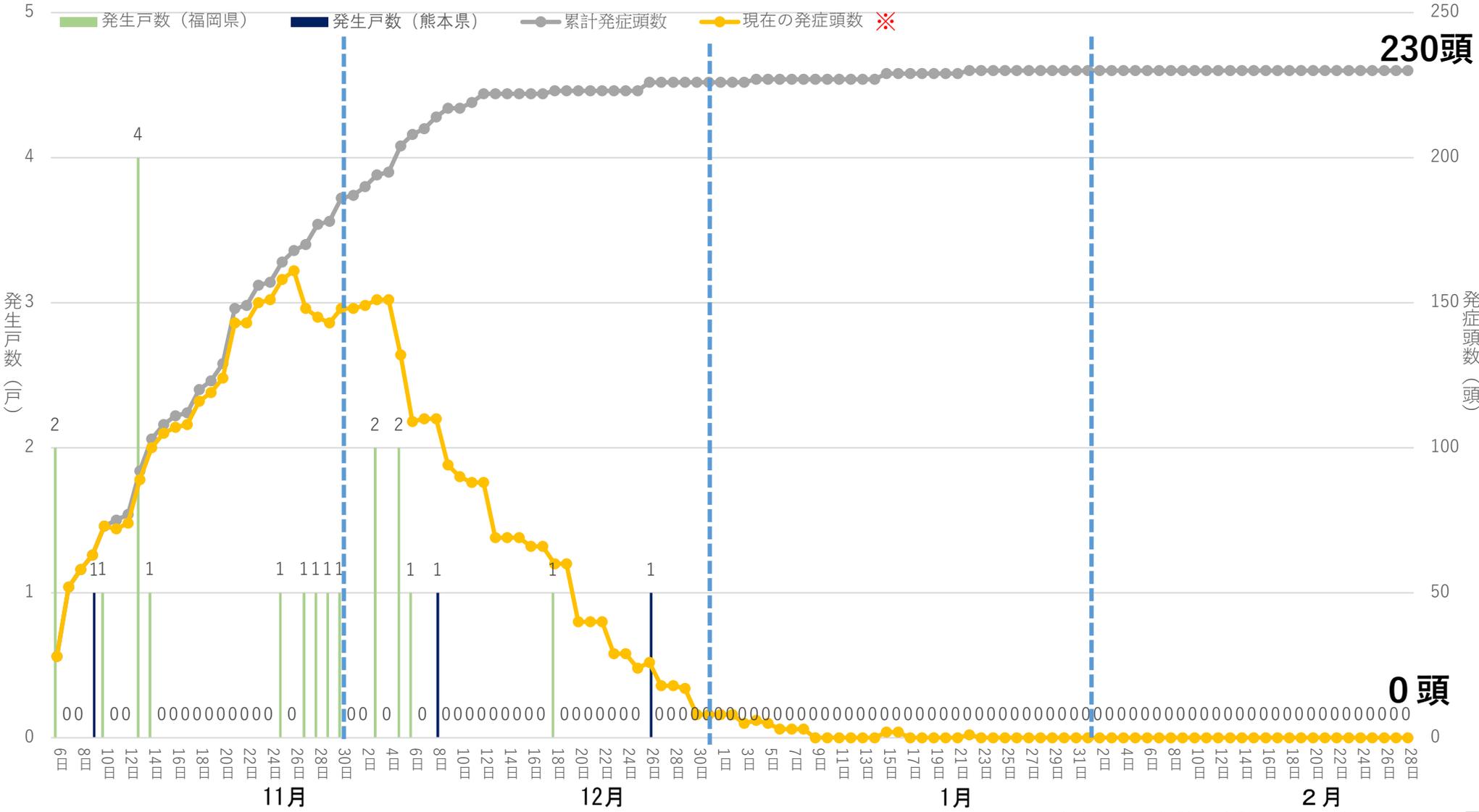
※日本中央競馬会畜産振興事業により日本動物用医薬品協会が実施

国内の発生状況

- 昨年11月6日：**福岡県内の2農場で初めて発生を確認**
→**初発農場の周辺**で発生確認したところ、**複数の農場で発生を確認（合計19例）**
- 発生農場から移動牛の追跡調査では、**熊本県で1例確認**。
→昨年12月8日、26日に**1例目農場周辺**で新たに発生確認（合計3例）

国内でのランピースキン病発生の経過

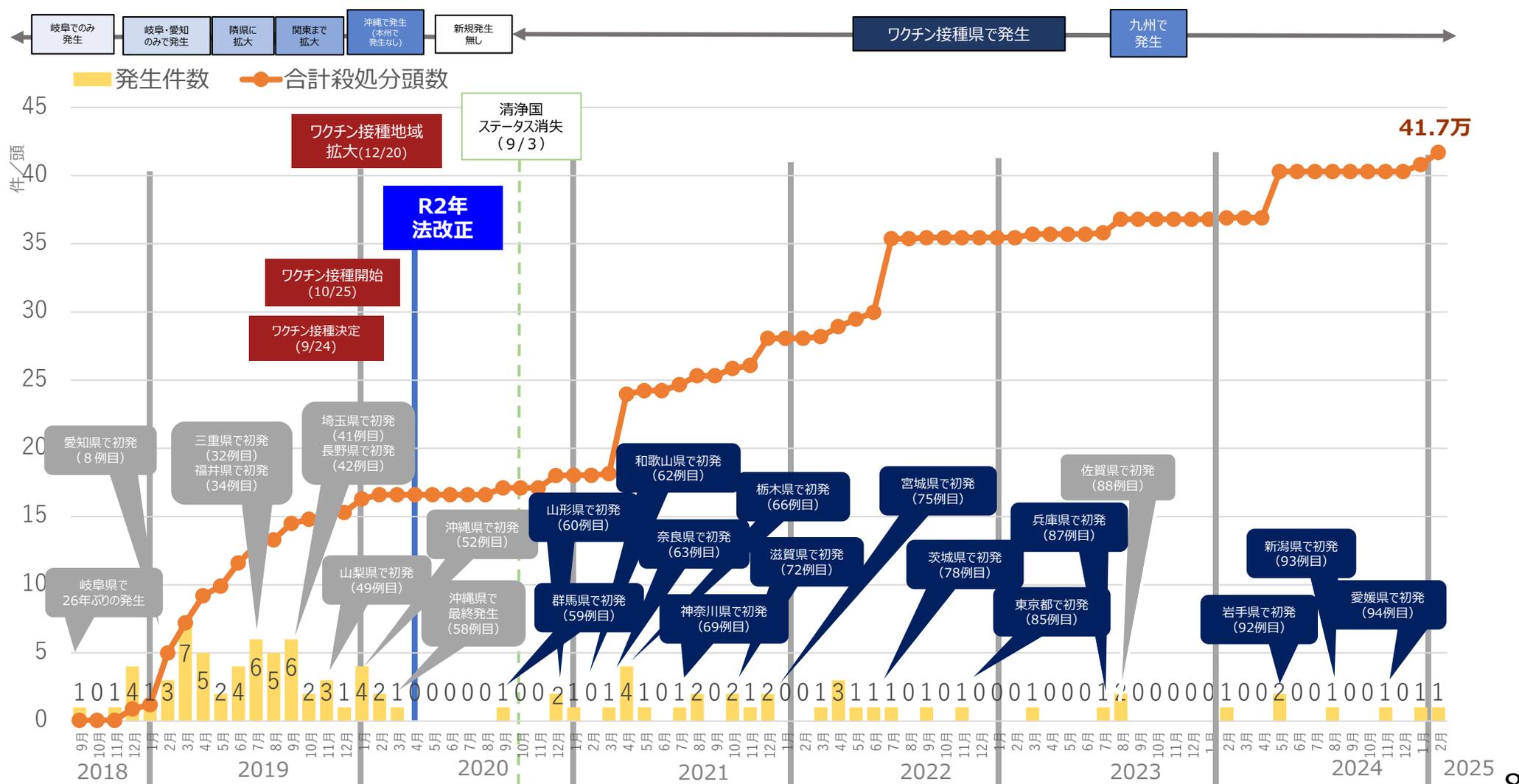
○ 令和6年11月6日、福岡県の2農場で、国内初となるランピースキン病の発生。
 ○ 令和7年3月21日現在、福岡県19例、熊本県3例の計22例の発生を確認。疑症牛を含めて、国内では累計230頭の発症を確認。自主淘汰等を進め、現在の発症頭数は0頭。



※自主淘汰数、解除検査陰性頭数を差し引いた頭数

豚熱発生経過

○ 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、**23都県**で計**96事例**発生し、これまでに約**41.7万頭**を殺処分。
 ○ **2019年9月24日にワクチン接種を決定**、10月15日に防疫指針を改訂、同年**10月25日からワクチン接種開始**。
 接種後、発生は散発的となるも、ワクチン接種県における発生も見られる状況。



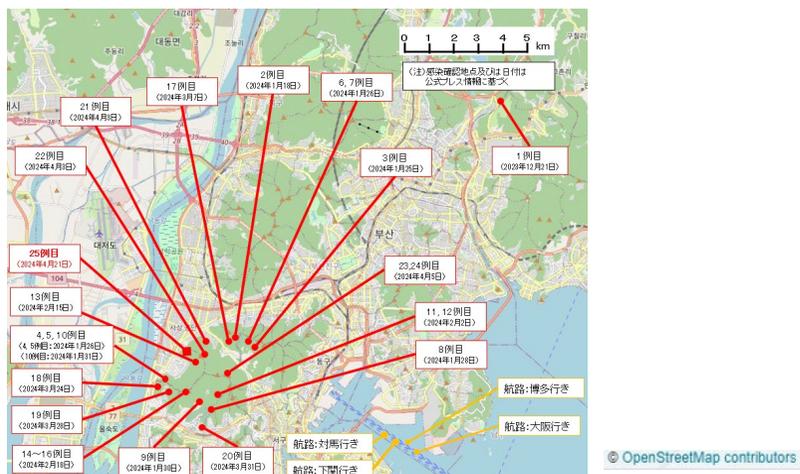
アフリカ豚熱 (ASF) の侵入リスクの増大

- 東アジアでアフリカ豚熱が発生していないのは**日本、台湾のみ**。韓国では、飼養豚及び野生イノシシでASF感染が確認。日本への定期便が発着する**釜山広域市**においても感染を確認。
- 中国では2018年のASF発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。

アフリカ豚熱の発生状況 (2025年1月7日時点)



韓国釜山・野生イノシシASF感染確認25例目 (2024年4月22日時点)



家畜の伝染性疾病の拡大による食料生産への影響

中国の豚飼養頭数の推移



中国の豚肉価格の推移

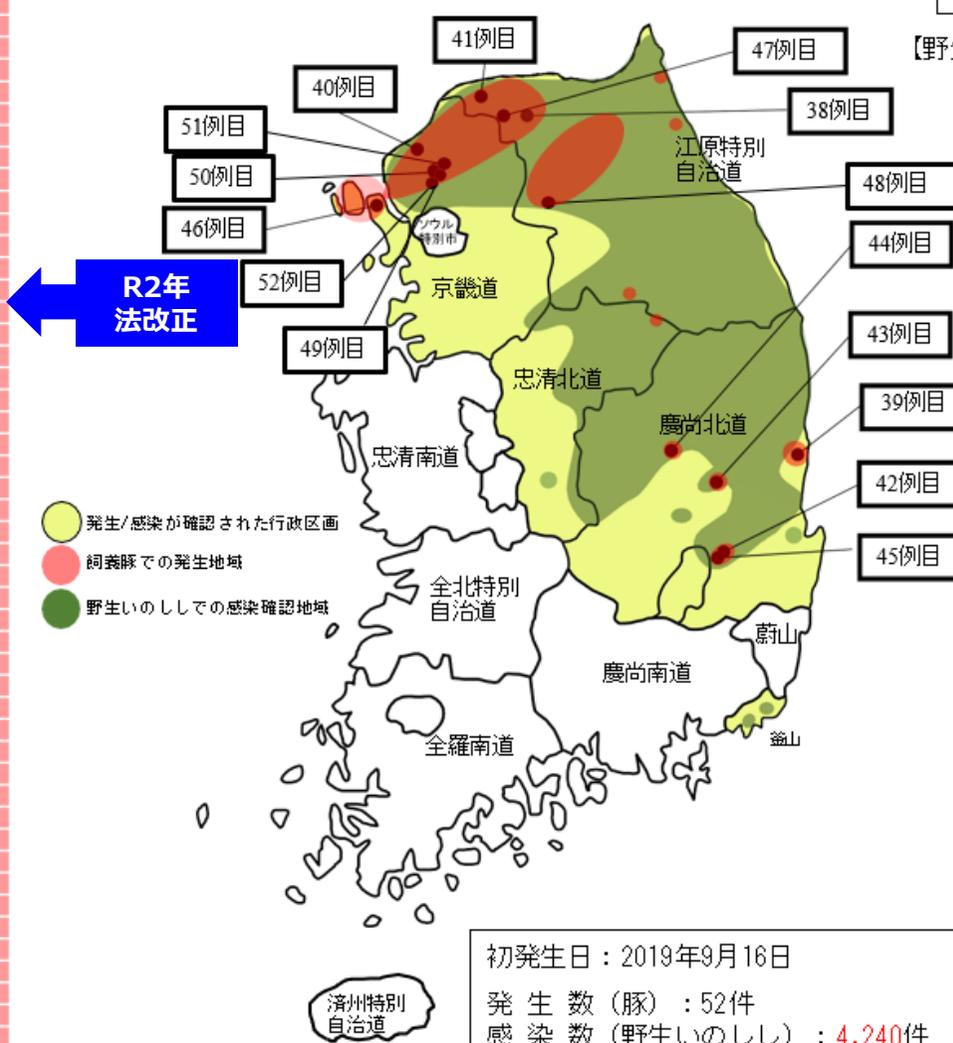


韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況

○ 韓国で北部から南部へと徐々に発生が拡大していた中で、**2023年12月に釜山広域市で急に野生イノシシでの感染が確認**され、2024年1月には、**日本に向かうフェリーターミナルに近い場所でも野生イノシシでの感染が確認**。

【飼養豚での事例】

事例	発生日	発生地域
1	2019/9/16	京畿道楊州市
2	2019/9/17	京畿道漣川郡
3	2019/9/23	京畿道金浦市
4	2019/9/23	京畿道楊州市
5	2019/9/24	仁川広域市江華郡
6	2019/9/25	仁川広域市江華郡
7	2019/9/25	仁川広域市江華郡
8	2019/9/26	仁川広域市江華郡
9	2019/9/26	仁川広域市江華郡
10	2019/10/1	京畿道楊州市
11	2019/10/1	京畿道楊州市
12	2019/10/2	京畿道楊州市
13	2019/10/2	京畿道金浦市
14	2019/10/9	京畿道漣川郡
15	2020/10/8	江原特別自治道華川郡
16	2020/10/9	江原特別自治道華川郡
17	2021/5/4	江原特別自治道寧越郡
18	2021/8/7	江原特別自治道寧越郡
19	2021/8/15	江原特別自治道麟蹄郡
20	2021/8/25	江原特別自治道共川郡
21	2021/10/5	江原特別自治道麟蹄郡
22	2022/5/26	江原特別自治道共川郡
23	2022/8/18	江原特別自治道横口郡
24	2022/9/18	江原特別自治道春川市
25	2022/9/19	江原特別自治道春川市
26	2022/9/28	京畿道金浦市
27	2022/9/28	京畿道楊州市
28	2022/11/9	江原特別自治道鉄原郡
29	2023/1/5	京畿道漣川市
30	2023/1/11	江原特別自治道鉄原郡
31	2023/1/22	京畿道金浦市
32	2023/2/11	江原特別自治道襄陽郡
33	2023/3/19	京畿道漣川市
34	2023/3/29	京畿道漣川市
35	2023/3/31	京畿道漣川市
36	2023/4/13	京畿道漣川市
37	2023/7/18	江原特別自治道鉄原郡
38	2023/9/26	江原特別自治道華川郡
39	2024/1/15	慶尚北道盈徳郡
40	2024/1/18	京畿道楊州市
41	2024/5/21	江原特別自治道鉄原郡
42	2024/6/15	慶尚北道永川市
43	2024/7/2	慶尚北道安東市
44	2024/7/7	慶尚北道醴泉郡
45	2024/8/12	慶尚北道永川市
46	2024/8/30	京畿道金浦市
47	2024/10/13	江原特別自治道華川郡
48	2024/11/3	江原特別自治道共川郡
49	2024/12/16	京畿道楊州市
50	2025/1/30	京畿道楊州市
51	2025/1/28	京畿道楊州市
52	2025/3/16	京畿道楊州市



2025年3月17日時点

【野生イノシシでの事例】(単位:件)

道	市郡	件数
京畿道	楊州市	100
	漣川郡	420
	抱川市	94
	加平郡	62
	鉄原郡	37
	華川郡	431
	春川市	222
	横口郡	92
	麟蹄郡	158
	高城郡	12
江原特別自治道	寧越郡	260
	襄陽郡	36
	江陵市	111
	洪川郡	63
	平昌郡	46
	東草市	1
	旌善郡	181
	横城郡	63
	三陟市	106
	原州市	83
忠清北道	太白市	19
	東海市	8
	丹陽郡	202
	堤川市	132
	報恩郡	73
	槐山郡	12
	隆城郡	1
	忠州市	115
	南州市	128
	蔚珍郡	68
慶尚北道	慶慶市	80
	栄州市	22
	醴泉郡	19
	奉化郡	90
	盈徳郡	124
	安東市	107
	英陽郡	107
	青松郡	117
	清州市 北区	87
	永川市	61
釜山広域市	養徳郡	47
	釜山沙上区	13
	釜山西区	1
	釜山沙下区	10
釜山広域市	釜山金井区	1
	大邱広域市 軍威郡	18
合計	4,240	

※ 韓国当局公表資料を元に作成
飼養豚頭数: FAO統計(2021)による
※ 赤字は2025年3月16日時点から更新

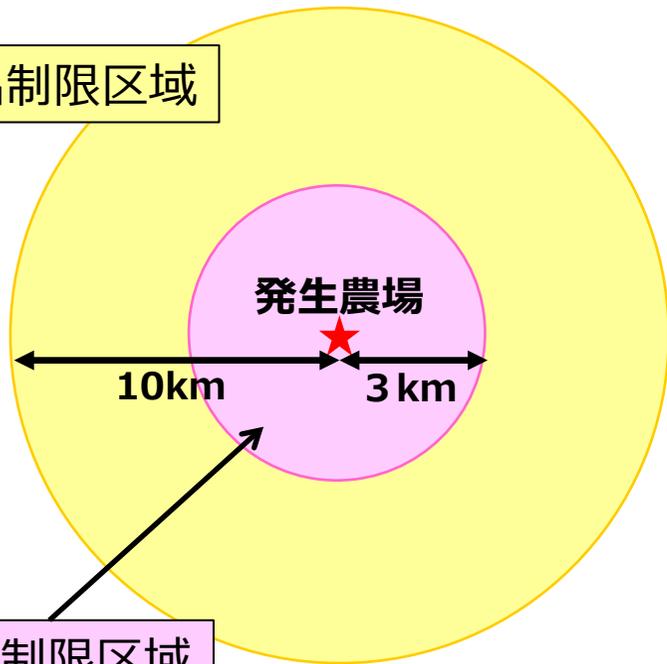
アフリカ豚熱の対策概要-感染確認時の防疫措置概要-

○ 「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」を策定。

飼養豚で発生した場合

発生農場については、殺処分等の防疫措置による封じ込め措置に加え、移動・搬出制限の設定、周辺農場等におけるまん延防止対策を講じる。

搬出制限区域



移動制限区域

- ・移動制限区域内の農場の臨床・遺伝子検査等を実施
- ・制限区域内を中心に豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導
- ・死亡及び捕獲した野生イノシシについて、遺伝子検査等を実施
- ・ウイルスの拡散を防止するため、車両・人等の通行の制限又は遮断及び消毒ポイントの設置を実施

野生イノシシで確認された場合

感染源となる死体について、焼却・埋却や消毒処理による封じ込め措置に加え、移動制限の設定、周辺農場、野生動物へのまん延防止対策を講じる。

10km 3km

緩衝地帯

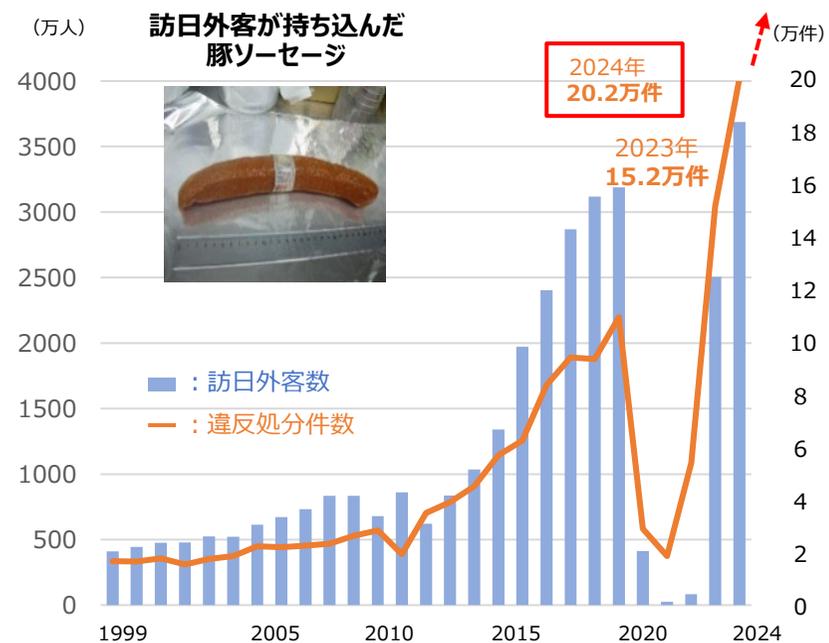
- ・アフリカ豚熱感染イノシシの散逸及び非感染イノシシの侵入防止のため、電気柵、罠の設置、草刈り等を実施するとともに捕獲とサーベイランスを強化
- ・野生イノシシの死体の積極的な搜索、検査、死体発見場所の消毒処理等を実施

※感染拡大の防止が困難と考えられる場合、500m～3kmの間で範囲を指定し、予防的殺処分の実施を検討。

訪日外客数と持込禁止品の摘発件数（携帯品）

- 令和2年の改正において家畜防疫官の質問・検査等の権限を強化したことに伴い、**違反畜産物の摘発件数も増加**。令和6年の違反畜産物摘発件数は**20.2万件**。
- 動物検疫所では、空港・国際郵便局で摘発された違反畜産物の一部についてアフリカ豚熱ウイルスのモニタリング検査を実施。これまでに**携帯品181例、国際郵便物83例**でアフリカ豚熱ウイルス遺伝子陽性が確認されている状況。

訪日外客数と持込禁止品の摘発件数



資料：（訪日外客数）日本政府観光局
（禁止品摘発件数）農林水産省「動物検疫統計」※2023、2024年は速報値

アフリカ豚熱ウイルス（ASFV）検査陽性事例 (2018年9月～2025年2月末時点)

輸入経路	ASFV陽性件数
旅客携帯品	181 例
国際郵便物	83 例

携帯品検査における家畜伝染病予防治法違反 (輸入禁止品の持込み) による逮捕事例

逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品
令和6年 2月12日	ミャンマー人 1名	令和5年1月から令和6年1月にかけて複数回 (成田空港及び羽田空港、 ソーセージ等 計22.45kg)



▲これまでに携帯品として輸入禁止品が持ち込まれた違反事例

令和2年家畜伝染病予防法改正事項の検証①

分類	施行状況等	問題点・課題
1 家畜の伝染性疾患の名称変更	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな名称になった疾病を含め、特に混乱なく適切に運用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の名称ではないが、だちょうとエミューの法的位置付けを明確にすべきとの意見あり。
2 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準において、HPAI発生時の殺処分等に多大な時間を要する大規模所有者が発生に備えた対応計画（焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定することを規定したことにより、HPAIやCSF発生時の防疫作業の手順の事前調整等を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応計画の策定を規定していたにも関わらず、大規模農場におけるHPAI発生事例において、家きんの焼却又は埋却の処分方法がなかなか決まらず、調整に難航した事例があったことから、発生した際の影響が大きい大規模農場においては、処分方法を含め実効性のある対応を事前に整理しておく必要があるのではないか。
3 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年4月に策定した飼養衛生管理指導等指針に則して、都道府県知事が飼養衛生管理指導等計画を作成・公表。 ・養鶏農場や豚農場について、HPAIやCSF発生時の殺処分範囲を限定し経営への影響を緩和するため、農場の分割管理の取組を推進。 【HPAI関係】 <ul style="list-style-type: none"> ・R4シーズンに家きんでは過去最多の発生を確認。 ・R2シーズン以降、5シーズン連続で発生を確認。 ・5シーズンの中で、複数の再発事例を確認。 ・R6シーズンに養鶏場が密集した地域での続発を確認。 【CSF関係】 <ul style="list-style-type: none"> ・H30年、岐阜県で26年ぶりに発生を確認。R1年からワクチン接種開始。その後、発生は散發的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPAI発生事例において、再発事例を含め飼養衛生管理基準の遵守が徹底されていない事例があったことから、飼養衛生管理基準に係る自主点検の実効性を高める必要があるのではないか。 ・法に基づく、指導・助言、勧告、命令、公表が行われた事例が少なく、遵守徹底の観点からも運用の改善が必要ではないか。 ・R4シーズンに、26道県 84事例 約1,771万羽を殺処分したことにより、鶏卵価格に影響を及ぼしたことなどから、影響緩和のため、農場の分割管理の取組の更なる推進が必要ではないか。 ・CSFの発生が散發的になってきた中で清浄化に向けての道筋を検討すべきではないか。

令和2年家畜伝染病予防法改正事項の検証②

分類	施行状況等	問題点・課題
4 野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置の法への位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・アフリカ豚熱についてR6年3月に「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生イノシシでアフリカ豚熱の感染を山林等で確認した場合でも、家畜防疫員が明確な根拠をもって感染拡大防止を行えるようにすべきではないか。
5 予防的殺処分の対象疾病の拡大	<ul style="list-style-type: none"> （・法改正以降、予防的殺処分を適用した事例はない。） 	<ul style="list-style-type: none"> （・特記すべき課題なし。）
【別途、「水際検疫の強化に向けた検討会」で議論】		
6 家畜防疫官の権限等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・入国者に対する質問・検査権限を行使し、違反品の有無の検査を実施したことで、摘発件数が増加。 ・違反品を持ち込み、外国食材店で販売する事例あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より確実な違反品の摘発を効果的・効率的に実現するにはどうすべきか。 ・国内に持ち込まれた違反品についてどのように対応すべきか。
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> 【ランピースキン病関係】 ・昨年11月、福岡県で国内初となるランピースキン病が発生。 ・その後、計22例 230頭の発症を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の発生農家の自主とう汰への協力が得られず、地域的なまん延を招いたこと、家畜防疫員が強制力をもってワクチン接種等ができなかったことから、発生初期から強制力のある措置を行うことが必要ではないか。

参 考

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）とは

（1）原因（病原体）

WOAHが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス

元気消失



（2）対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

（3）症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

（4）発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4、5、6年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

過去の高病原性鳥インフルエンザ発生事例

<平成15年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～3月…3府県4事例 約27万羽 (山口県、大分県、京都府)
(※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生)

<平成18年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～2月…2県4事例 約16万羽 (宮崎県、岡山県)

<平成22年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

11～3月…9県24事例 約183万羽 (島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県)

<平成26年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

4月…1県1事例 約10万羽 (熊本県)
12～1月…4県5事例 約35万羽 (宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県)

<平成28年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

11～3月…9道県12事例 約166万羽 (青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県)

<平成29年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽(香川県)

<令和2年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

11～3月…18県52事例 約987万羽 (香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県)

<令和3年度の発生> H5N1亜型/H5N8亜型 (高病原性)

11～5月…12道県25事例 約189万羽 (秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道)

<令和4年度の発生> H5N1亜型/H5N2亜型 (高病原性)

10～4月…26道県84事例 約1,771万羽 (岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県)

<令和5年度の発生> H5N1亜型/H5N6亜型 (高病原性)

11～4月…10県11事例 約85.6万羽 (佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県、群馬県、岐阜県、山口県、香川県、広島県、千葉県)

<平成17年度の発生> H5N2亜型 (低病原性)

6～12月…2県41事例 約578万羽 (茨城県、埼玉県)

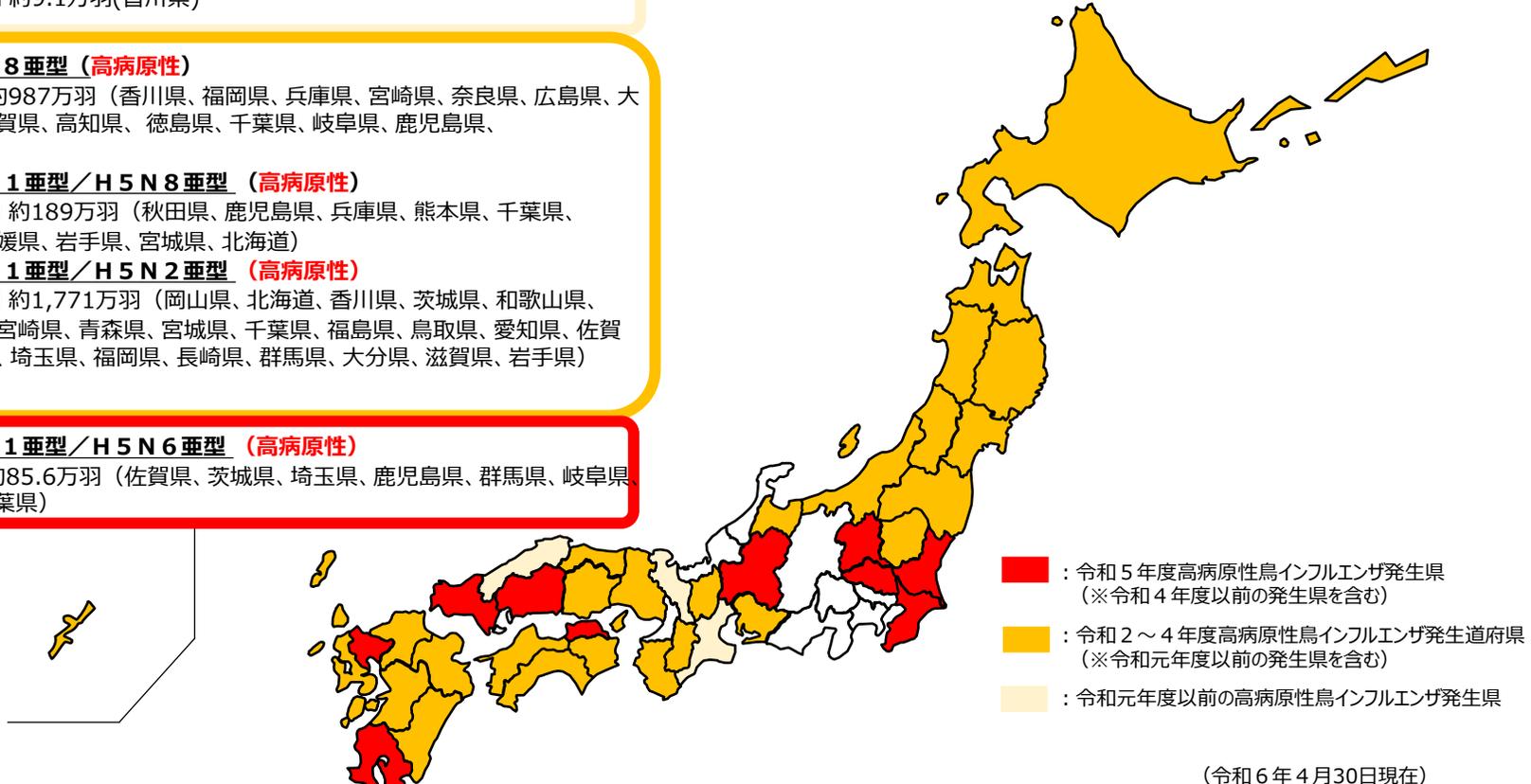
<平成20年度の発生> H7N6亜型 (低病原性)

2～3月…1県7事例 (うずら) 約160万羽 (愛知県)

※野鳥における発生 (高病原性)

- ・平成20年 全3県
- ・平成22～23年 全16県
(他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)

平成26～27年 全6県12例 (H5N8型)
平成28～29年 全22都道府県 218例 (H5N6型)
平成29～30年 全3都県45例 (H5N6型)
令和2～3年 全18道県58例 (H5N8型)
令和3～4年 全8道府県107例 (H5N1型/ H5N8型)
令和4～5年 全26道県184事例 (H5N1型/H5N2型/H5N8型)
(飼養鳥全5県8事例 (H5N1型))



(令和6年4月30日現在)

ランピースキン病とは

届出伝染病 WOAH通報対象疾病

病原体

ランピースキン病ウイルス（ポックスウイルス科カプリポックス属）

宿主

牛、水牛（※人への感染はない）

症状

皮膚の結節や水腫、発熱、抑うつ、リンパ節の肥大、粘膜の結節、鼻や目の出血、乳汁の減少、脚の腫れ、跛行など。泌乳ピーク期の乳牛や子牛で症状が重い、生産性低下・経済的被害大、死亡率1～5%。

伝播方法

- ・ベクター（蚊、ハエ、ダニなど）
によって機械的に伝播。
- ・汚染された飼料、水、器具を
介して感染。（肉による伝播リスクは
無視できる）

予防と制御

海外では主に感染地域の牛の移動制限、
症状のある牛のとう汰、及びワクチン接種
が行われている。



出展：WOAHウェブサイト (<https://www.woah.org/en/disease/lumpy-skin-disease/>)

FAOウェブサイト (http://www.fao.org/fileadmin/user_upload/eufmd/LSD/LSD-002_text_NO_logos_2_.pdf)

ランピースキン病（LSD） -対応状況-

○ 発症牛からの**生乳の出荷が出来なくなる**ため、**まん延防止対策**が重要。**発生県と連携し対策に全力**を挙げる。

対応状況

- ✓ **防疫対策要領**に基づき、以下のとおり対応。
 - **発症牛の生乳の出荷**や**発生農場からの生体の移動の自粛**、**臨床症状を呈する牛の隔離**
 - **周辺農場**における**異状確認**（10km圏内）・**害虫防除対策**（20km圏内）
 - **周辺農場の調査**及び**移動牛の追跡調査**の実施
 - **発症牛の自主淘汰**
- ✓ **ワクチン接種**については、**福岡県の発生農場周辺20kmの範囲**において、昨年**11月21日**から開始。
（熊本県は現時点では接種はしない方針。）

輸出への影響

- ✓ 協議の結果、輸出が制限されていた
 - ・ **香港向け牛肉**
 - ・ **台湾向け乳製品**
 - ・ **豪州向け牛肉**
 - ・ **カタール向け牛肉**については、**輸出継続が可能**に。
- ✓ **米国向け牛肉**については、
 - ・ **ワクチン接種県（福岡県）由来の牛肉**の輸出が制限されていたが、協議の結果、**3月19日**に**輸出が再開**

ランピースキン病（LSD） -支援策-

○ まん延防止対応、ワクチン接種の推進、農家の経営支援に向けて、きめ細かい支援を実施していく。

まん延防止対応

- ✓ 発症牛を**自主淘汰**した場合の**再導入**の支援
(乳用初妊牛・肉用繁殖素牛 60万円/頭)
- ✓ **出荷自粛中の生乳の適切な処理**への支援
- ✓ **農場の消毒**や**吸血昆虫対策**など、現場でのまん延防止措置への支援
(**来春に向けた適切な堆肥化处理**の徹底等)
- ✓ 発生農場における**有効な隔離**の指導
- ✓ 発生県と連携した**適切な情報発信**
- ✓ **出品・出荷時の牛の健康状態の確認**の徹底

ワクチン接種の推進

- ✓ ワクチンの**無償配布**
- ✓ ワクチン接種の影響に関する**リスクコミュニケーション**

農家の経営支援

- ✓ 日本政策金融公庫に対し、**農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通や償還猶予を要請**済み
- ✓ **家畜疾病経営維持資金**の対象に本病を追加
- ✓ **日本政策金融公庫支店に相談窓口**を設置
- ✓ 円滑な**生乳の出荷再開**に向けた**検査体制**の整備
- ✓ **子牛の引取先・販路確保**に向けた**関係者間の調整**
- ✓ **飼料関係団体**に対し、**飼料代金の支払猶予を要請**済み

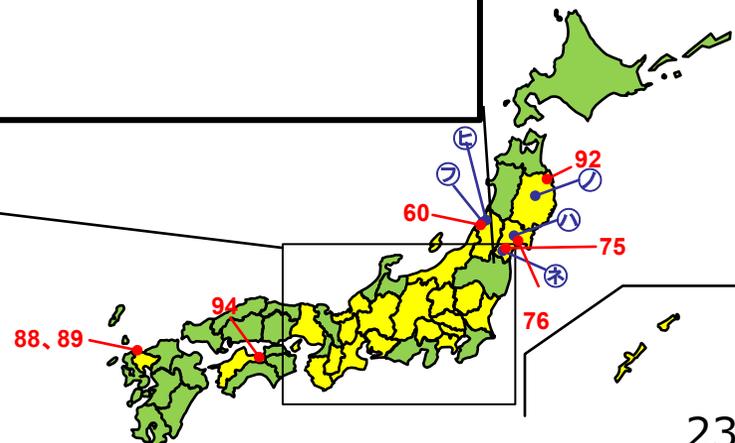
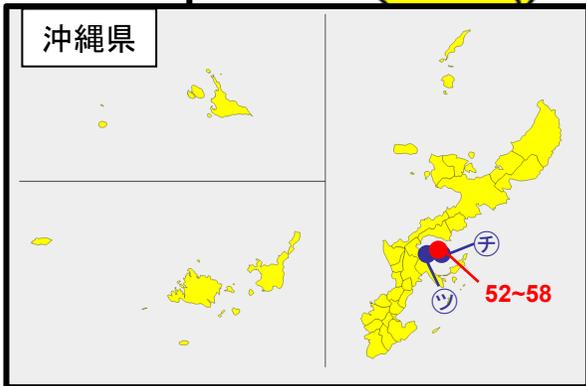
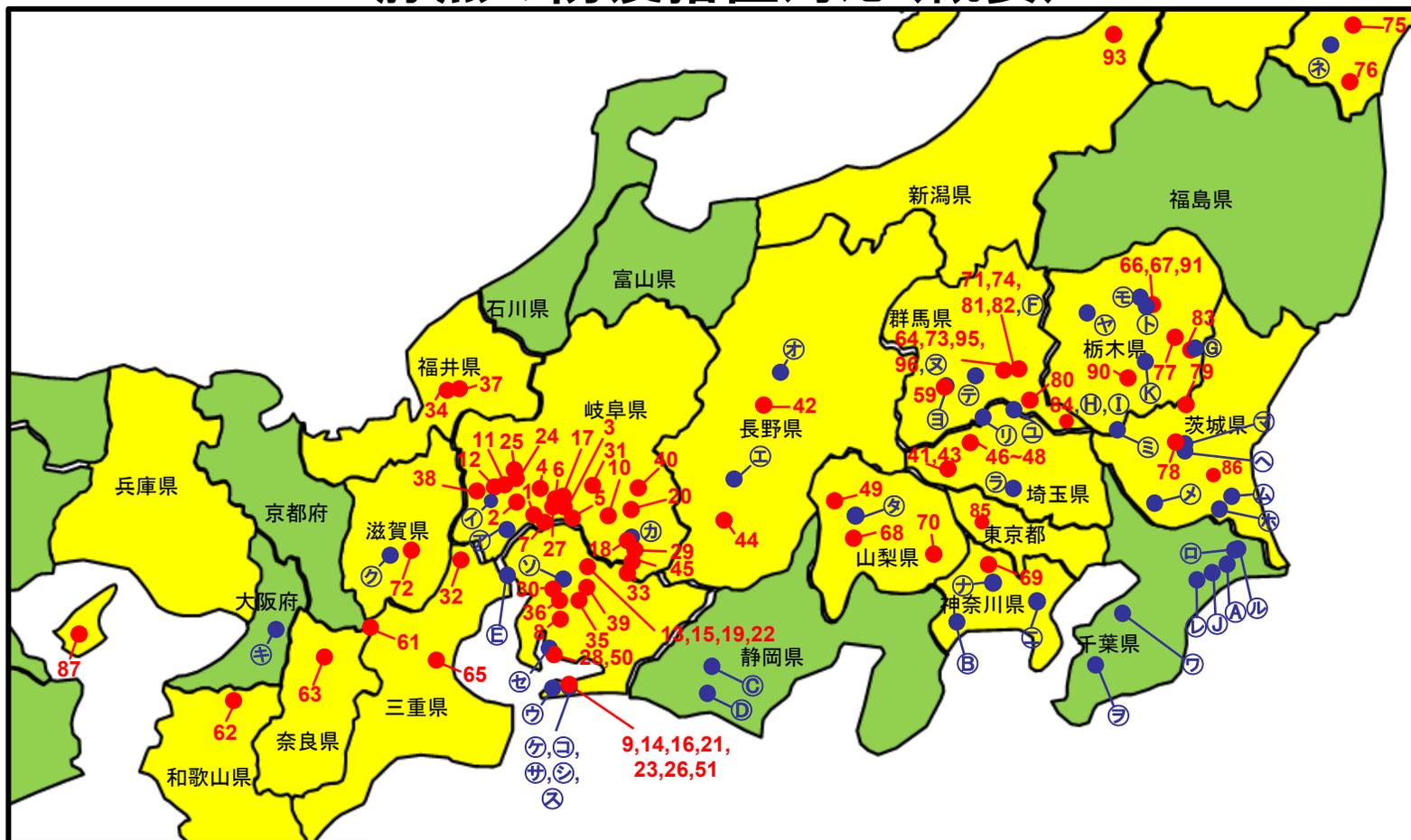
豚熱（CSF）とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス（classical swine fever virus）
- (2) 宿主：豚、イノシシ ※人には感染しない
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々
 - ※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。
 - 飼養豚では23都県、野生イノシシでは39都府県で発生（令和7年3月21日時点）。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
 - ※ 有効なワクチンが存在



【皮膚紫斑（しはん）】
（出典：動物衛生研究部門）

豚熱の防疫措置対応(概要)



アフリカ豚熱 (ASF) とは

- (1) 原因：アフリカ豚熱ウイルス (African swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、イノシシ (ダニによっても媒介) ※人には感染しない
- (3) 分布：アフリカ、欧州の一部 (ロシア及びその周辺国、東欧) のほか、平成30年8月に中国で発生 (アジアで初の発生) 以降、日本など一部を除くアジア全域に感染拡大。

※ 日本未発生。

- (4) 症状：発熱、食欲不振等。強い伝染性と高い致死率 (数日～1週間以内にほぼ全頭が死滅。致死率は98.9%との報告あり)。

※ 豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。

※ ワクチン、治療法はない

- (5) アフリカ豚熱ウイルスの残存性について：

- ・70℃、30分以上の加熱で不活化。
- ・汚染された豚肉及び豚肉加工品の中でアフリカ豚熱ウイルスの生存期間は、冷凍肉で1,000日、冷蔵肉で110日。
- ・非加熱のハムやソーセージで3～6ヶ月間、スペインの生ハム中で140日以上、燻製や塩漬のハム等の中でも300日間以上感染性を維持していたという報告あり。



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

(出典：Veterinary school of Barcelona, Spain Centro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain)

畜産品ほかにおけるアフリカ豚熱残存性

品目	アフリカ豚熱残存期間
骨付きおよび骨なし肉	105日
塩漬け肉	182日
加熱調理した肉 (70℃で30分以上)	0
乾燥肉	300日
燻煙した骨なし肉	30日
冷凍肉	1,000日
冷蔵肉	110日
内臓	105日
皮および脂肪 (乾燥品)	300日
血液 (4℃で保存したもの)	18カ月
糞便 (室温で保存したもの)	11日
腐敗した血液	15週
汚染した豚房	1カ月

(引用：Beltran-Alcrudo et al,2017)